

(様式2)

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業種
56006	R7. 2. 12	株式会社西村林業	西村公一	鹿角市十和田大 湯字下ノ湯 7-1	0186-37-3091	有

※太枠内は、登録認定後に振興局長が記載する。

2 雇用の状況

林業現場作 業職員（う ち常用）	事務系等職員 数(うち常用)	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に関 する文書 交付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災 保険	労災保 険料率	雇用 保険	健康 保険	厚生年 金保険	退職金 共済等
13 人 (10)	3 人 (3)	有	有	人 16	% 3.4	人 13	人 13	人 13	人 8

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業 道作設 オペレーター	技術士	技能士	林業 技士	フォレスター（森 林総合監 理士）	ニューグリー ンマイスター	秋田県 林業技術 管理士
人 2	人 1	人 2	人 2	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 5	人 0

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

- 注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技術士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターとは、秋田県が認定する基幹林業作業士のこと。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラブ ブル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤ ダ	フェローバン チャ	スキッド	タローヤダ	バケット付 グラブブル	林内 作業車	その 他
5 台	0 台	1 台	4 台	0 台	1 台	0 台	0 台	1 台	0 台	2 台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

5 素材生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間

令和7年4月1日 ～ 12年3月31日（5年間）

(2) 直近3か年の事業実績及び事業計画

※直近3事業年度の実績、直近から1・3・5年目（目標年度）の事業計画を記載してください。

事業区分		指標	内訳	直近3か年の実績（R3～R5）			事業計画		
				直近の 前々年	直近の 前年	直近	1年目 (R7)	3年目 (R9)	5年目 (R11)
生産	主伐	面積 (ha)	直営	16	26	17	30	30	30
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	16	26	17	30	30	30
		材積 (m³)	直営	7,300	9,200	7,000	8,000	9,000	10,000
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	7,300	9,200	7,000	8,000	9,000	10,000
		生産性 (m³/人日)	直営	6.6	9.5	7.0	7.0	7.1	7.1
	間伐	面積 (ha)	直営	0	3	3	8	10	10
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	0	3	3	8	10	10
		材積 (m³)	直営	0	580	300	200	300	500
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	0	580	300	200	300	500
		生産性 (m³/人日)	直営	0	11	10.5	10.0	10.0	10.0

造林・保育	植付	面積 (ha)	直営	32	34	31	30	30	40
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	32	34	31	30	30	40
	下刈り	面積 (ha)	直営	117	108	98	100	100	120
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	117	108	98	100	100	120
	その他	面積 (ha)	直営	49	16	8	20	20	20
			請負	0	0	0	0	0	0
			合計	49	16	8	20	20	20

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載し、該当する箇所にチェックしてください。

※該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6 生産管理又は原木の流通合理化等

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し ☒ ☐ 1年以内に取組む予定 ☐ 取り組む意向がある（ 年後）

作業システムの改善 ☒ ☐ ☐ （ 年後）

その他（ ） ☐ ☐ ☐ （ 年後）

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 ☒ ☐ ☐ （ 年後）

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ☒ ☐ ☐ （ 年後）

森林所有者や工務店等との連携 ☒ ☐ ☐ （ 年後）

その他（ ） ☐ ☐ ☐ （ 年後）

※(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(1) 作業日報の報告より作業手順や工程を随時見直し安全手順の確認も行う。 (2) とりまとめ機関である秋田県素材生産流通協同組合を通じ、安定した供給を行う。さらには(株)門脇木材、三菱製紙(株)等への直接的な取引を行っている。
--

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある (年後)
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☒	☐	☐ (年後)
コンテナ苗の使用	☒	☐	☐ (年後)
低密度植栽	☒	☐	☐ (年後)
下刈りの低減	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

伐採後の造林、保育までを一貫して行う作業は実施しており、杉苗、カラマツ苗は100%コンテナ苗を使用している。また、低密度植栽や下刈りの省力化にも取り組んでいる。

8 主伐後の再造林や下刈りの実施

	実施している	1年以内に 実施する予定	連携協定の 有無
主伐後の再造林の実施	☒	☐	☐
再造林後の下刈りの実施	☒	☐	☐

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

伐期を迎えた山林の主伐後再造林には積極的に取り組んでおり、森林所有者への提案、共有林や自治会への事業説明会も行って森林経営計画も毎年増えている。

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している	1年以内に 策定等 する予定	策定等 する意向 がある (年後)
独自の行動規範等の策定	☐	☐	☐ (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

事業量確保のための山林は毎年増加しており、森林経営計画の面積も比例して増えている。当社独自の行動規範の策定はまだではあるが、秋田県素材生産流通協同組合の行動規範は策定されている。

11 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ （ 年後）
現場作業職員への月給制の導入	☐	☐	☒ （5 年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐	☐ （ 年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の実施	☒	☐	☐ （ 年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （ 年後）
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ （ 年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☒	☐	☐ （ 年後）
リスクアセスメント	☒	☐	☐ （ 年後）
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ （ 年後）
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ （ 年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ （ 年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （ 年後）

※(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

現場作業員の常用化へは努めている。約半数は月給制、残りはまだであるが今後検討している。安全教育、社内研修は毎月行っており社員教育、技術継承は力を入れている。事務職以外の現場作業員の退職金加入は行っているが、全員加入は検討している。専門家による安全診断を行いリスクアセスメントにも取り組んでいる。伐採作業者の防護衣は会社支給とし、着用は徹底しており、安全巡回も日々行っている。

12 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員や一般役員が逮捕されたとき、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年未満にある	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、かつ事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組を行っていない	☐	☒
国・都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている	☐	☒
別表I-1-(6)の行動規範等に触れる違反行為を行った	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある	☐	☒
〔破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等〕		

13 常勤役員の設置（※法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
代表取締役	ニシムラコウイチ 西村公一		
取締役	ニシムラユキコ 西村由起子		
取締役	ニシムラキョウコ 西村京子		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：鹿角市・鹿角郡小坂町・大館市

※経営管理実施権
森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

15 その他知事が定める情報

- ・秋田県 SDG s パートナー登録
- ・SECURITY ACTION セキュリティ対策自己宣言 認定
- ・パートナーシップ構築宣言 認定
- ・事業継続力強化計画 認定
- ・2024 健康経営優良法人 認定